

1 1 5 . 0 1

口座振替納付制度

1. 口座振替納付制度の概要

特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された口座振替納付制度は、国庫金納付に係る電子決済インフラの整備に伴い、手数料等の納付を金融機関の口座からの振替による納付の申出をすることによりできるようにした制度である。

この制度を利用できるのは、手数料等の納付にあたり電子情報処理組織を使用して口座振替による納付の申出をした者に限る（特例法15条の2第1項）。

なお、包括納付の申出（特例施規41条の2）又は自動納付の申出（特例施規41条の5）にあっても、口座振替による納付の申出をすることができる。

2. 口座振替納付の対象

(1) 口座振替納付の対象一般

口座振替納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特定手続について納付すべき手数料等である。

(2) 口座振替納付の対象

口座振替納付の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規39条の410）。

ア. 特許出願（先願参照出願を除く。）

イ. 実用新案登録出願

ウ. 意匠登録出願

エ. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

オ. 国際出願、国際予備審査の請求等

カ. 意匠を秘密にすることの請求

キ. 出願人名義変更の届出

ク. 出願審査の請求

ケ. 実用新案技術評価の請求

コ. 拒絶査定等に対する審判の請求

サ. 国内書面の提出

シ. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求

ス. 商標権の存続期間の更新登録の申請

セ. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正

ソ. ファイルに記録されている事項の証明の請求

タ. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求

- チ. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）
 - ツ. 登録事項の証明の請求
 - テ. 登録事項記載書類の交付の請求
 - ト. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）
3. 口座振替による納付における事前手続
- (1) 口座振替による納付の届出（特例施規39条の2）
口座振替による手数料等の納付を可能とするためには、あらかじめ特許庁長官に必要な記載事項を記載した書面（「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書」）を届け出ることとする。
 - (2) 振替番号の通知（特例施規39条の3）
特許庁長官は、口座振替による納付の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知する。
 - (3) 口座振替による納付の届出の取下げ
口座振替による納付の届出を取り下げるときは、「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替解約届」を届け出、口座振替による納付の届出により結んだ契約を解約することにより行う。
4. 口座振替による納付の申出の方法（特例施規40条1項、4項）
- 口座振替による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。
- （注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければすることができない（→07.15）。
5. 口座振替による納付の申出に係る納付情報の送信（特例施規40条の2）
- 特許庁長官は、手数料等~~を~~の納付~~を~~しようとする者から、口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、事前に委託した口座のある金融機関に対し、~~電子情報処理組織電気通信回線~~を使用して送信する。
6. 口座振替による納付日の特例（特例施規40条の3）
- 手数料等を口座振替により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知情報（歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条の5第2項）を受信したときは、口座振替による納付の申出があったときを、その納付が~~あった~~されたときとする。
7. 委任による口座振替による納付の申出（特例施規41条1項、様式第37）
- 口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により口座振替による納付の申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする。
- 代理人を届け出ていないときは、当該代理人は、口座振替による納付の申出

を行うことができない。

なお、届出された代理人は、当該口座振替による納付をしようとする者のした口座振替による納付の届出が解約された後は、口座振替による納付の申出をすることはできない。

8. 代理人による口座振替による納付（特例法16条）

予納による場合と同様に（→113.01「6.」）、口座振替による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において口座振替による納付をすることができる。

この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において口座振替による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

（新規改訂平成~~2-9-31~~・4）